

(1)DON 対策について

他県において5年度に発生した小麦 DON 基準値超過に伴う麦流通事故を受け、当県でも会議・研修会等を通じ、麦の適切なほ場管理・収穫時対応・乾燥調製・自主検査の徹底と対応を進めてきました。

そのような中、6年産小麦 DON 自主検査において、他県で基準値を著しく超過したロットが判明したことを受け、農水省は該当県に対し現地調査および直接指導されています。こうしたことから令和8年産麦においては本件でも以下の指導内容に基づき対応を徹底することとします。

●農水省からの指導内容等

- (1) 栽培暦にもとづく適切な栽培管理、適期防除の徹底を生産者へ指導を行うこと。
- (2) 乾燥調製施設の運営について、清掃とメンテナンスの実施、適切な荷受の実施、荷受前・荷受後も水分値の管理について徹底すること。特に、通風乾燥調製施設で異臭麦や DON 基準値超過事案の発生が多い可能性があり、注意が必要となる。
- (3) 収穫時、**倒伏した麦が混入しないように荷受時の選別**を実施すること。また、**倒伏・赤かび発生ほ場は極力刈らないよう刈る場合でも刈り分けるよう**具体的な指導を徹底すること。
- (4) ほ場でのアントシアンと赤かびの発生を判別するため、農業試験所・改良普及所との連携を密にすること。
- (5) DON の自主検査は要領にもとづき、引き続き適切に実施すること。



(防除の様子)



(簡易分析の様子)

(2)低アミロ対策について

ア.令和7年産滋賀県産小麦での低アミロ麦の発生について

滋賀県において、令和7年産は平年より生育が遅く推移したことや、5月下旬から6月中旬まで降雨が続いたことによる収穫遅れ、倒伏等により穂発芽が発生したことにより、フォーリングナンバーが300未満のロットが発生しました。降雨後

に収穫し、品質低下がみられたロットについては当初より別管理をおこない、販売先の理解を得ながら受渡を行っております。実需者からは天候要因による品質低下であることは理解いただいておりますが、本年度も穂発芽による品質低下がみられると産地としての評価が低下する恐れがあります。

○ 低アミロ麦発生要因および影響等

(ア) 成熟期前後の降雨や倒伏等により穂発芽が発生した場合、でんぷんを分解する α -アミラーゼ（分解酵素）が活性化されることにより発生します。

(イ) 低アミロ麦はフォーリングナンバーが低下するため、フォーリングナンバーを分析することにより判別は可能ですが、農産物検査では検査対象になっていません。

ただし、フォーリングナンバーは経営所得安定対策交付金の品質評価基準項目となっているため、数値が低いと交付金が低減するなど農家手取りに影響します。

(ウ) 低アミロ麦は小麦粉の粘度に影響するため、うどんやパン等への加工適正が著しく低下し、実需者としては品質面で大きな問題となります。

(エ) 当該麦について通常用途では使用困難なため、実需者から価格補填を求められることがあります。

○ 低アミロ麦発生防止対策

(ア) ほ場状況や降雨状況で一定の条件（ハードル）を超えたロットに対しては荷受の停止を含めた対応を行うとともに、生産履歴を確認したうえで、荷受・乾燥・調整を別処理で行うことで健全粒への混入防止を図ります。

万一、低アミロ麦が健全麦に混じった場合、健全麦も通常用途に使用できなくなるため、穂発芽が見られる場合、**厳格な別仕分けした管理**が必要です。

(イ) 低アミロが懸念されるロットについては、フォーリングナンバーを分析しますのでサンプルを送付してください。